

本日の説明内容に関する留意事項

本日、ご説明しました次の案件につきましては、縦覧期間や意見書の提出期間等が異なりますので、ご注意ください。

＜都市計画案＞

- ①宮古都市計画土地地区画整理事業の変更（鯨ヶ崎・光岸地地区土地地区画整理事業）
- ②宮古都市計画市場の変更（宮古魚市場）

＜事業計画案＞

- ③宮古都市計画事業鯨ヶ崎・光岸地地区土地地区画整理事業の事業計画案

■ 各案の縦覧期間について

各案の縦覧期間、場所等については次のとおりです。

内容	＜都市計画案＞ 上記①及び②	＜事業計画案＞ 上記③
縦覧期間	平成 25 年 2 月 25 日（月）～3 月 11 日（月） ※ただし、土日を除きます。	平成 25 年 3 月 6 日（水）～3 月 19 日（火） ※土日も縦覧できます。
縦覧時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
縦覧場所	宮古市役所 本庁舎 5 階 都市計画課	宮古市役所 本庁舎 5 階 都市計画課

■ 意見書の提出期間について

意見書の提出期間、提出先等については次のとおりです。

内容	都市計画案に対する意見書 上記①及び②	事業計画案に対する意見書 上記③
意見書を提出できる人	宮古市の住民及び利害関係者	利害関係者
提出先	宮古市長あて （〒027-8501 宮古市新川町 2 番 1 号 宮古市都市整備部都市計画課計画担当）	岩手県知事あて （〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 岩手県県土整備部都市計画課）
提出期間	平成 25 年 2 月 25 日（月）～ 3 月 11 日（月）	平成 25 年 3 月 6 日（水）～ 4 月 2 日（火）

※お詫びと訂正

平成 25 年 2 月 15 日号の「広報みやこ」において、③の事業計画案の縦覧期間を「2 月 25 日（月）から 3 月 10 日（日）まで」の旨、お知らせしましたが、手続き等の都合上、
「3 月 6 日（水）から 3 月 19 日（火）まで」に変更いたします。
これに伴い、③の意見書の提出期間につきましても、「2 月 25 日（月）から 3 月 24 日（日）まで」
を「3 月 6 日（水）から 4 月 2 日（火）まで」に変更いたします。
この場を借りてお詫びしますとともに訂正いたします。